

財務省 同時発表

平成 25 年 10 月 15 日

## 電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税の課税期間の 延長に関する調査期間を延長します

経済産業省及び財務省は、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査期間を延長します。

### 1. 経緯

経済産業省及び財務省は、2012年10月30日から、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を行ってきました。

### 2. 調査期間の延長について

上記調査について、利害関係者から提出された追加の証拠等の十分な検討を行うため、当該調査期間を5か月間延長して平成26年3月29日までにする事としました（本日付告示）。

（注1）電解二酸化マンガンは灰黒色の粉末であり、主に電池（アルカリ電池、リチウムイオン電池等）の正極材の原材料として使用される。

（注2）南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税（税率：14.0%～46.5%）の課税期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとされている。ただし、当該調査が終了する日までの間は、引き続き当該不当廉売関税が課されている（関税定率法第8条第29項）。

（注3）当該調査は、東ソー日向㈱及び東ソー㈱から不当廉売関税の課税期間の延長申請があったことを受け、昨年10月30日に調査を開始したもの。通常、調査は1年以内に終了すること（特別の理由により必要があると認められる場合は6ヶ月以内の延長が可能）とされている。

（参考）南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンを係る関税定率法第8条第27項に規定する調査の期間の延長の件（平成25年財務省告示第334号）

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 太田

担当者: 仁科、千島

電話: 03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)